

令和2年7月定例総会議事録

- 日 時 令和2年7月17日（金） 午前9時32分～午前11時6分
- 場 所 佐賀市役所 4階 大会議室
- 出席者 別紙名簿のとおり
- 次 第
1. 開 会
 2. 報 告
 - 第1号 農地法第3条の3届出
 - 第2号 農地法第18条合意解約通知
 - 第3号 使用貸借解約通知
 - 第4号 形状変更届
 3. 局長専決処分報告
 - 第1号 取消願（農地法第5条による届出）
 - 第2号 農地法第4条による届出
 - 第3号 農地法第5条による届出
 4. 議 案
 - 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請
 - 第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請
 - 第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請
 - 第4号議案 農用地利用集積計画（案）所有権移転
 - 第5号議案 農用地利用集積計画（案）利用権設定
 - 第6号議案 非農地通知について
 5. 閉 会

午前 9 時 32 分 開会

○会長

おはようございます。久しぶりに晴れ間が出て、太陽の恵みのありがたさをつくづく感じました。今日は絶好の総会日和でございますので、よろしく願いいたします。

先ほど局長からお話がありましたように、先般の現地調査についてもいろいろお話が出ておりました。私どもは、やはり農地法に基づきまして、公平、公正な審議を行いたいと思いますので、どうかひとつよろしく願い申し上げます。

そして、闊達な意見を出していただきまして、異議がなければ異議なしということでスムーズな進行にも御協力をよろしく願います。

先ほどの報告のとおり、本日の出席委員は23名で定足数に達しておりますので、ただいまより佐賀市農業委員会令和2年7月定例総会を開会します。

本日の付議すべき事項としては、報告第1号 農地法第3条の3届出9件、報告第2号 農地法第18条合意解約通知15件、報告第3号 使用貸借解約通知10件、報告第4号 形状変更届2件、局長専決処分報告第1号 取消願（農地法第5条による届出）2件、局長専決処分報告第2号 農地法第4条による届出4件、局長専決処分報告第3号 農地法第5条による届出9件。

議案としては、第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請16件、第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請1件、第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請30件、第4号議案 農用地利用集積計画（案）所有権移転9件、第5号議案 農用地利用集積計画（案）利用権設定47件、第6号議案 非農地通知について1件。

以上となっております。

ここで皆さんに報告します。

現地調査については、南部は7月9日、北部は7月10日に行っております。

また、調査会については、南部が7月13日、北部が7月14日に開催したことを報告します。

会議に入る前にお断りします。議事進行上、発言される場合は挙手をして、議長が指名してから発言してください。

また、携帯電話をお持ちの方は、マナーモードにしてください。

また、本日の議事録署名人には、佐賀市農業委員会会議規程第14条第2項の規定に基づき、18番委員の古賀委員、19番委員の北村タツ子委員の両名を指名します。

それでは、今回「常設審議委員会」に意見を求めた、議案書23ページ及び24ページ、並びに28ページから31ページまで、農地法第5条の規定による許可申請、審議番号1番から4番まで、並びに審議番号16番から22番までの審議結果について報告します。

第52回常設審議委員会の報告

佐賀市 農地法第4条の規定による意見聴取についてはありません。

農地法第5条の規定による意見聴取について4件。

農地法第5条関係4件については、異議なしとして佐賀市農業委員会会長へ回答された。

以上で、常設審議委員会についての報告を終わります。

それでは、これより報告事項に入ります。

議案書1ページから3ページまでをお開きください。

報告第1号 農地法第3条の3届出

1・2・3・4・5・6・7・8・9

○会長

報告第1号 農地法第3条の3届出、報告番号1番から9番までの9件について、御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

意見なしということで、次に進みます。

次に、議案書4ページから7ページまでをお開きください。

報告第2号 農地法第18条合意解約通知

1～15

○会長

報告第2号 農地法第18条合意解約通知、報告番号1番から15番までの15件について、御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

意見なしということで、次に進みます。

次に、議案書 8 ページから10ページまでをお開きください。

報告第 3 号 使用貸借解約通知

1～10

○会長

報告第 3 号 使用貸借解約通知、報告番号 1 番から10番までの10件について、御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

意見なしということで、次に進みます。

次に、議案書11ページをお開きください。

報告第 4 号 形状変更届

1・2

○会長

報告第 4 号 形状変更届、報告番号 1 番及び 2 番の 2 件について、御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

意見なしということで、次に進みます。

次に、議案書12ページをお開きください。

局長専決処分報告第 1 号 取消願（農地法第 5 条による届出）

1・2

○会長

局長専決処分報告第 1 号 取消願（農地法第 5 条による届出）、報告番号 1 番及び 2 番の 2 件について、御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

意見なしということで、次に進みます。

次に、議案書13ページをお開きください。

局長専決処分報告第2号 農地法第4条による届出

1・2・3・4

○会長

局長専決処分報告第2号 農地法第4条による届出、報告番号1番から4番までの4件について、御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

意見なしということで、次に進みます。

次に、議案書14ページから16ページまでをお開きください。

局長専決処分報告第3号 農地法第5条による届出

1・2・3・4・5・6・7・8・9

○会長

局長専決処分報告第3号 農地法第5条による届出、報告番号1番から9番までの9件について、御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

意見なしということで、次に進みます。

次に、議案書17ページをお開きください。

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請

1・2・3・4

○会長

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請、審議番号1番から4番までの4件を議題とします。

南部調査会の審査の報告をお願いします。

○南部調査会長

報告します。

審議番号1番は、経営移譲年金受給のための使用貸借の案件、審議番号2番及び4番の2件は、親子間の贈与の案件、審議番号3番は、普通売買の案件です。

各案件については、地元農業委員による現地調査を含め、取得後、全ての農地を効率的に利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などを見て問題がないこと、また、面積要件も満たしていることから、別添の調査書のとおり農地法第3条第2項各号には該当していないため、許可要件の全てを満たすと判断し、申請どおり許可相当として、総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長

ありがとうございました。

ここで皆さんにお諮りします。

この4件については、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、この4件については、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この4件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号1番から4番までの4件については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、議案書17ページから21ページまでをお開きください。

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請

5～16

○会長

審議番号5番から16番までの12件を議題とします。

北部調査会の審査の報告をお願いします。

○北部調査会長

報告します。

審議番号11番は、同一世帯での親から子への贈与の案件、審議番号11番を除く5番から14番までの9件は普通売買の案件です。

なお、審議番号10番は、譲渡人が都合により離農するため、親族である譲受人がその農地を引き受けるため申請されたものです。

審議番号15番については、新規就農の案件ではありますが、申請地は譲受人が30年ほど前から手続きをしないまま耕作をされているという実績があり、地元委員から耕作能力については問題ないとの説明があったため、今回は申請人説明を求めておりません。申請地では引き続き銀杏と野菜を栽培されるとのことです。

審議番号16番は、新規就農であるため、調査会において申請人による説明を求めました。

申請人は、佐賀市空き家バンク制度を利用して、夫婦で佐賀市に移住し、設計業の傍ら営農を始めるために申請されたとのことです。

申請人に、耕作する作目について確認したところ、全て決めている訳ではないが、稲作の他、既に栽培されている粟については増やしていきたい旨の回答がありました。

また、委員から、就農して成果が上がらなくても、2、3年で農地を手放すことがないよう地域の人と協力して頑張る旨の意見が出されました。

なお、各案件については、地元農業委員による現地調査を行い、取得後、全ての農地を効率的に利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などを見て問題がないこと、また、面積要件も満たしていることから、別添の調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当していないため、許可要件の全てを満たすと判断し、申請どおり許可相当として総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長

ありがとうございました。

ここで皆さんにお諮りします。

この12件については、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、この12件については、一括審議・一括採決を行います。それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この12件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号5番から16番までの12件については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、議案書22ページをお開きください。

第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請

1

○会長

第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請、審議番号1番を議題とします。

北部調査会の審査の報告をお願いします。

○北部調査会長

報告します。

審議番号1番は、転用目的が「埋蔵文化財試掘（一時転用）」の案件で、申請地には、転用の計画があり、それに先立ち埋蔵文化財試掘を行いたく、一時転用の申請をされたものです。

委員から、一時転用後の転用目的についての質問があり、事務局から農業用倉庫建設の計画があるとの説明がありました。

その他、転用実施の確実性や周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、農

地復元確約書も提出されているため、許可相当と判断しました。

農地区分は、「市町村が定める農業振興地域整備計画において、農用地区域内にある農地」に該当するため、農用地アの（ア）。

許可基準は、「仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うもの」に該当するため、農用地アの（イ）のcと決定しております。

以上のことから、この案件については、申請どおり許可相当として総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長

ありがとうございました。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号1番については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、議案書23ページから27ページまでをお開きください。

第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請

1～11

○会長

第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請、審議番号1番から11番までの11件を議題とします。

南部調査会の審査の報告をお願いします。

○南部調査会長

報告します。

審議番号1番から4番までの4件は、転用目的が「建売分譲住宅」の案件で、委員による現地調査を行い、調査会において、譲渡人と譲受人の双方からの申請人説明を求めました。

申請地は、国道に接し、交通の便が良いため、住宅地に適地と判断し、申請されたものです。

申請地と申請地の東側の既存の建売分譲住宅地は、交通量の多い国道に接していることから、出入り口部分の安全性の観点から、それぞれの開発道路の出入口を共有できないか確認したところ、申請人からは、別事業者の開発であり出入口を1つにすることはできないが、関係部署と協議の上、今回の申請地の出入口の幅員を8メートルにするほか、住宅地から国道に出る際は、左折専用とするように購入者へ説明することで安全対策を図りたいとの回答を得ました。

また、申請地の北西側に残る約2,700㎡について確認したところ、今回の譲渡人である耕作者から、現在も大豆を耕作しているが、申請地である田の表土を用いて嵩上げし、今後は畑として大豆と麦を耕作する旨の説明がありました。

さらに、残る農地と西側水路との境界部分について確認したところ、西側水路沿いには、高さ40cmから60cmの畔があり、今回の大雨でも崩れていないため、新たな護岸工事を行わず、嵩上げた農地は、この畔に土羽で接続して、畑土が流出しないようにするが、もし畑土が流れ出るようであれば、対策を講じるとの説明がありました。

加えて、委員から、譲受人に対して、申請地は交通量の多い国道に接しているため、事故等には注意して工事を行ってもらうよう意見が出され、さらに、耕作者に対しては、残る農地は確実に耕作するよう意見が出され、いずれも了承する旨の回答を得ました。

その他、代替性や転用実施の確実性、転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」に該当するため、第2種農地カの（ア）。

許可基準は、「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」に該当するため、第2種農地カの（イ）と決定しております。

審議番号5番及び6番の2件についても、転用目的が「建売分譲住宅」の案件で、委員による現地調査を行い、調査会において申請人説明を求めました。

申請地は、住宅地の中にあり、近隣に教育施設や医療施設もあることから、住宅地に適地

と判断し、申請されたものです。

申請人に、申請地が住宅に囲まれていることなどから、周辺住民への説明の有無について確認したところ、地元説明会を2回開催した旨の回答を得ました。

その他、代替性や転用実施の確実性、転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」に該当するため、第2種農地カの（ア）。

許可基準は、「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」に該当するため、第2種農地カの（イ）と決定しております。

審議番号7番及び8番の2件は、転用目的が「一般住宅」及び「資材置場」の案件で、この2件は、一体的に造成される計画であるため、一括審議・一括採決とし、委員による現地調査を行い、調査会において申請人説明を求めました。

審議番号7番について、申請人は、現在、両親と同居していますが、子どもの成長に伴い手狭となっているため、住宅の建築を計画したところ、申請地は小学校にも近いため適地と判断し、申請されたものです。

また、審議番号8番について、申請人は、空調関係の会社を営んでいますが、現在、資材置場が不足しているため、自宅の隣となる申請地を資材置場として利用したく申請されたものです。

委員から、申請地西側の宅地との境界について、申請地からの雨水が、既設のL型擁壁の隙間から宅地へ流れ出ている箇所があるため、申請地内へ新たに側溝を設置する計画はないか確認したところ、転用許可後に既設のL型擁壁の隙間をコンクリートで補修し、雨水や土砂が流れ出ないように対策を講じるとのことで、側溝の設置については必要であれば検討する旨の回答を得ました。

また、近隣は通学路になっているため、危険防止対策を確認したところ、南側市道及び西側宅地との境界部分には、フェンスの設置を検討する旨の回答を得ました。

その他、代替性や転用実施の確実性、転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、申請地の一部を許可なく転用されたことについても悪意は認められず、許可相当と判断しました。

農地区分は、共に、「中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団

の生産性の低い農地」に該当するため、第2種農地力の（ア）。

許可基準は、共に、「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」に該当するため、第2種農地力の（イ）と決定しております。

審議番号9番及び10番の2件は、転用目的が「建売分譲住宅」の案件で、委員による現地調査を行い、調査会において申請人説明を求めました。

申請地は、交通の便が良く、近隣に学校及び医療施設もあるため住宅地に適地と判断し、申請されたものです。

申請地は、平成30年10月に「建売分譲住宅」で転用許可をした際に残った農地で、地元委員からは、昨年は芋を耕作されたとの説明がありました。

しかしながら、7月9日に実施した南部現地調査の際には、申請地の一部にマルチが張られてあったものの、申請地の全てが「真砂土」で造成されているように見受けられたため、多くの委員から、「事前着工」ではないかとの発言があり、また、このままでは審議ができない旨の意見もありました。

南部現地調査の結果、南部調査会の総意として、申請の取り下げをしてもらうこととし、その旨を事務局から申請人の代理人へ伝えたところ、代理人から、耕作した当時の写真を提示するので、委員に見てもらいたい旨の申し出がありました。

これにより、調査会において申請人に申請地の状況について質問したところ、申請人から、

申請地に入っている表土は「真砂土」ではなく、サツマイモの耕作に適した「砂質土」を30cm程、転用者が入れていること。また、農地の嵩上げについては、地権者の要望であって、平成30年の転用申請の際に事務局に断面図を示して説明していること。

また、提出した写真のように間違いなくサツマイモを作付けし、収穫していること。

この「砂質土」では固く締まらないので、そのまま宅地造成用には使えないため、転用許可後にはこれを剥ぎ取り、造成用の真砂土に入れ替えて、締め固める計画であること。

サツマイモの栽培については、地権者が高齢で、且つ、当時は入院されていたため、地権者からの依頼を受けて、転用者の従業員やその家族と共に植え付けや収穫を行ったとのこと。

以上のような説明を受けました。

また、申請地を造成した時期について申請人へ質問したところ、転用許可された建売分譲

住宅地と同じ時期に申請地を造成し、畑へ形状変更したとの回答がありました。

このことについて、委員より形状変更の造成時期が転用許可された建売分譲住宅地と同時期であるならば、実際には申請地まで一体的に造成しているため、サツマイモの耕作というのは、後付けの理由となっているのではないのかなどの発言がありました。

以上のように申請人からの聞き取りを行った後、申請人に一時退室してもらい、再度審議を行いました。

審議の結果、農地の嵩上げを行う場合には、一般的な農作物が耕作できるように畑土による造成を行うこと、また、特殊な耕作土を利用する場合は、事前に地元委員や事務局に伝えることを再度、申請人に確認した上で、許可相当として総会に送ることとしました。

なお、申請人の説明などから、代替性や転用実施の確実性、転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認しております。

農地区分は、「概ね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地」に該当するため、第1種農地イの（ア）のa。

許可基準は、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上または業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当するため、第1種農地イの（イ）のcの（e）と決定しております。

審議番号11番は、転用目的が「車両置場の敷地拡張」の案件で、委員による現地調査を行い、調査会において申請人説明を求めました。

申請人は、建設業を営んでいますが、事業の効率化を図るため、現在、東与賀町内で借地されている他の車両置場の車両を申請地に集約するために、既存の敷地を拡張したく申請されたものです。

申請人に、近い将来、申請地への事務所の移転があるのか確認したところ、現時点では事務所の移転は計画しておらず、今後も車両や資材を置く場所として利用するとの回答を得ました。

また、委員から、申請地は小中学校に近く、目の前が通学路でもあることから、工事の際には、通行の妨げにならないよう注意して造成を行ってほしいとの意見が出され、申請人から了承する旨の回答を得ました。

さらに、申請地北側に残る農地については、確実に耕作するようとの意見が出されました。

その他、転用実施の確実性や転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「市街化調整区域内で概ね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地のうち、その区画の面積、形状、傾斜及び土性が高性能農業機械による営農に適するもの」に該当するため、甲種農地ウの（ア）のa。

許可基準は、「既存施設の拡張（拡張に係る部分の敷地の面積が既存の施設の敷地の面積の2分の1を超えないものに限る）」に該当するため、甲種農地ウの（イ）のdと決定しております。

以上のことから、この11件については申請どおり許可相当として総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長

ありがとうございました。

ここで皆さんにお諮りします。

先ほど南部調査会長から報告がありましたとおり、審議番号1番から4番までの4件については、転用目的が「建売分譲住宅」の案件で一体のものとして申請されたものです。そこで、この4件については、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、この4件については、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。はい、どうぞ。

○委員

先ほど調査会長からの説明では、今回、譲渡人さんも呼んだということだったんですが、譲渡人さんは呼ばないというような取決めを先月したと思いますけれども、今回は形状変更のために呼ばれたのか、これに関連はしているわけですが、どちらで呼ばれたわけですか。

○会長

事務局。

○事務局

残った農地の耕作をしっかりといただくという必要性がございまして、今回お招きしたということですので。

譲渡人を呼ばないという取決めは原則でございまして、この案件の場合、地主の方から話を聞かないといけないと地元の委員さんや調査会長さんに御相談した上で、これは招いた方がよいという御判断をいただきまして今回お招きした形になっております。

以上です。

○会長

いいですか。

○委員

はい、分かりました。

○会長

ほかにございせんか。はい、どうぞ。

○委員

関連ですが、南部調査会、大変御苦勞されていると思いますが、事前着工に見えるような形状変更、こういった場合、今回のこの1番から4番の部分で、畑に形状変更がされるというのは、やっぱり水田としては水が来ないからとか、そういった何か理由があって、少なくともこれだけの広さがあれば従来の田のままでいいかなと思いますが、こういうふうには畑として形状変更されるのが次のステップに進んでいるような状況に見えますけれども、この畑の形状変更の必要性というのはどの辺で判断すべきかちょっと分かりませんので、事務局にお尋ねしたいと思います。

○会長

事務局。

○事務局

この土地自体がかなり、国道から随分低い農地になっておりまして、水はけ等が悪いということでそれを嵩上げして作りやすくしたいというのが目的での形状変更になっております。

そして、追加ですけれども、これまでの耕作も、米というよりどちらかというと大豆を作っておられるところでした。

○会長

今の答えでいいですか。

○委員

少し追加すれば、事前着工と同じような形になるのが想定されるような状況の場合、やはりこの形状変更についても条件が付けられると思っております。確かに耕作をきちんとしてください、作付けしてくださいというのがあると思いますけれども、多分、新しくまた造成するのかなという状況になりますと、こういうふうな手法がずっと50戸連たんの部分で続いていますので、もう少し指導すべきかなという部分ですね。これは法的な部分では難しいかも分かりませんが、佐賀市農業委員会として、ルールを守りながら、次の造成をされる申請がある場合には、きちんと審査をしますからということで、極端な部分がなければ、そういった指導の方向性もあっていいのかなと思います。これは意見だけです。ありがとうございます。

○会長

ありがとうございました。

ほかに御意見等はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この4件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号1番から4番までの4件については、申請どおり許可することに決定しました。

ここで皆さんにお諮りします。

先ほど南部調査会長から報告がありましたとおり、審議番号5番及び6番の2件についても、転用目的が「建売分譲住宅」の案件で一体のものとして申請されたものです。

そこで、この2件については、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、この2件については、一括審議・一括採決を行います。
それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この2件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号5番及び6番の2件については、申請どおり許可することに決定しました。

ここで皆さんにお諮りします。

先ほど南部調査会長から報告がありましたとおり、審議番号7番及び8番の2件については、転用目的が「一般住宅」並びに「資材置場」の案件で、一体的に造成するものとして申請されたものです。

そこで、この2件については、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、この2件については、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この2件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号7番及び8番の2件については、申請どおり許可することに決定しました。

ここで皆さんにお諮りします。

先ほど南部調査会長から報告がありましたとおり、審議番号9番及び10番の2件について

は、転用目的が「建売分譲住宅」の案件で、一体のものとして申請されたものです。

そこで、この2件については、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、この2件については、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この2件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号9番及び10番の2件については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、審議番号11番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号11番については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、議案書27ページから34ページまでをお開きください。

第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請

12～30

○会長

審議番号12番から30番までの19件を議題とします。

北部調査会の審査の報告をお願いします。

○北部調査会長

報告します。

審議番号12番及び13番の2件は、転用目的が「店舗の敷地拡張」の、農振除外を経た案件で、申請人は販売業を営んでいますが、店舗の駐車場が不足しているため申請地を駐車場として整備したく申請されたものです。

地元農業委員の説明などから、転用実施の確実性や転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「水管等が埋設された幅員4メートル以上の道路の沿道区域で、かつ500m以内に2以上の医療施設が存する農地」に該当するため、第3種農地エの（ア）のaの（a）。

許可基準は、「許可し得る」に該当するため、第3種農地エの（イ）と農振除外の際に決定しております。

審議番号14番は、転用目的が「建売分譲住宅」の案件で、委員による現地調査を行い、調査会において申請人説明を求めました。

申請地は、閑静な集落に隣接し、近隣に教育施設や公共施設があり、住環境も良いため適地と判断し、申請されたものです。

なお、本案件と同時に申請されている審議番号15番についても、申請地に草が繁茂した状態で、特にこの案件については、水路の付替えを伴うものであり、水路境界部分が確認できなかったことに加え、委員の水路への転落の危険性もあり、現地調査を十分に行うことができませんでした。このため申請人に対し、申請地の草刈りについて聞き取りを行いました。

申請人からは、連絡の手違いがあり、現地調査会までに草刈りが間に合わなかったことについての謝罪があり、今後、このようなことがないようにする旨の回答がありました。

これに対して委員から、申請地は第1種農地の農地区分にあたる優良農地であり、原則、転用は不許可となる農地であること、また、今回の申請で一番重要な水路の付け替え部分について十分な調査を行えなかったことの指摘があり、被害防除を調査する観点からいえば、現地調査が十分に行えていないため、本来であれば本案件は保留にすべきである旨の意見が出されました。

加えて、申請人は、これまでに何回も建売分譲住宅の転用申請をしている業者であり、今回は他に2件の建売分譲住宅を同時申請されているので、今後は絶対このようなことがないよう、始末書を提出するように伝えたところ、申請人からは、総会前までに始末書を提出する旨の説明がありました。

なお、始末書については、昨日付けで事務局に提出されております。

その他、転用申請にあたっての代替性や転用実施の確実性、転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「概ね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地」に該当するため、第1種農地イの(ア)のa。

許可基準は、「住宅その他周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当するため、第1種農地イの(イ)のcの(e)と決定しております。

審議番号15番も、同一申請人による転用目的が「建売分譲住宅」の案件で、委員による現地調査を行い、調査会において申請人説明を求めました。

申請地は、閑静な集落内にあり、教育施設や公共施設に近く、住環境も良いため適地と判断し、申請されたものです。

申請人に、北側に残る田について、開発地に含めなかった理由を確認したところ、当該地は未相続農地であるため、開発地に含めることを断念し、近くに住む相続人の一人との協議により、申請地の耕作土を用いて道路の高さまで嵩上げし、畑として耕作するとの説明がありました。

このことについて、地元委員から将来的に農地の管理が難しくなるようであれば、防草シートなどで草が生えないような対策を行ってほしい旨の意見が出されました。

また、嵩上げを行う際は、真砂土は使用せず、必ず畑土などの耕作土を用いるように伝えました。

その他、代替性や転用実施の確実性、転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」に該当するため、第2種農地カの(ア)。

許可基準は、「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」に該当するた

め、第2種農地力の（イ）と決定しております。

審議番号16番及び17番の2件は、転用目的が「介護施設」の案件で、委員による現地調査を行い、調査会において申請人説明を求めました。

申請人は、高木瀬地区で介護事業を営んでいますが、申請地東側にある既存の介護施設の入所率が9割となっていることから、新たに介護施設の建築を計画したところ、申請地は、近隣に協力医療機関があるため適地と判断し、申請されたものです。

委員から、申請地への進入口は信号から近いと、工事の際は交通事故等がないように注意してほしいとの意見が出されました。

また、汚水の排水先について、下水道への接続ができなかったか確認したところ、申請地の北側市道には下水道は通っておらず、南側市道には下水道が通ってはいるものの、高低差があるため接続ができないとのことで、やむをえず合併浄化槽で処理をする計画にしたとの回答がありました。

その他、代替性や転用実施の確実性、転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」に該当するため、第2種農地力の（ア）。

許可基準は、「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」に該当するため、第2種農地力の（イ）と決定しております。

審議番号18番及び19番の2件は、転用目的が「建売分譲住宅」の案件で、委員による現地調査を行い、調査会において申請人説明を求めました。

申請地は、閑静な集落に隣接しており、近隣に教育施設や商業施設等があり、住環境も良いため適地と判断し、申請されたものです。

まず、地元委員からの意見として、申請地の現地調査にあたり、事前に申請人へ、畔の部分の草刈りを依頼していたが、草刈りがなされていなかったことについての苦言がありました。

また、申請人に対し、申請地東側の市道は道幅が狭いため、造成工事の方法について確認したところ、地元説明会の折に、基本的には4トン車を用いて造成工事を行うが、建設資材の搬入については大型車両を使用する必要がある旨を説明し、地元からの了承を得ているとの回答がありました。

さらに、委員から、分譲住宅の計画区域について南側に残る農地を開発地にできなかったのか確認したところ、南側の農地については地権者に耕作する意思があり、売却同意を得ることができず、収益性を考えた結果、今回の計画となった旨の説明がありました。

このことに対し委員から、申請人は、これまでに何回も建売分譲住宅の転用申請をされており、同業他社や農家等も注視しているため、今後は残る農地が支障なく耕作できるように計画してほしいとの意見が出されました。

その他、代替性や転用実施の確実性、転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「概ね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地」に該当するため、第1種農地イの（ア）のa。

許可基準は、「住宅その他周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当するため、第1種農地イの（イ）のcの(e)と決定しております。

審議番号20番から22番までの3件も、転用目的が「建売分譲住宅」の案件で、委員による現地調査を行い、調査会において申請人説明を求めました。

委員から、雨水の排水先である申請地南東側のU字溝は幅が狭いため、流量に問題ないか確認したところ、佐賀県が出している流量計算では問題ないとの回答がありました。これに対し、委員から、この計算で集中豪雨の際にも対応できるのか確認したところ、この水路は字図上では水路幅が約1.8mあるので、現在の計画では申請地側の法面だけ張りコンクリートを行う予定だが、対岸の法面にも追加で張りコンクリートを行い、字図上の水路幅を確保した計画に変更する旨の回答を得ました。

また、申請地北側農地の排水先について確認したところ、今までは申請地に田越しで排水されていたが、申請地北側農地から東側へ新設の排水管を埋設し、東側水路に排水する計画であるとの説明がありました。

その他、代替性や転用実施の確実性、転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」に該当するため、第2種農地カの（ア）。

許可基準は、「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」に該当するた

め、第2種農地カの（イ）と決定しております。

審議番号23番は、転用目的が「貸資材置場の敷地拡張」の、一部農振除外を経た案件で、調査会において申請人説明を求めました。

申請人は、現在、申請地に隣接する資材置場を親族が経営する会社に貸し出していますが、今般、その会社が、災害などで被害を受けた農業用ビニールハウスの修繕及び販売を行う事業を始めるに当たり、申請地を資材置場として整備し、貸し出すことを計画したとのこと。

申請人に、申請地への進入口について確認したところ、当初は申請地東側の県道から進入する予定だったが、交通量が多いため安全面を考慮して既存敷地から出入りし、資材の運搬については軽トラックか2 t車を使用することで、佐賀市土地改良区と協議し、水路部分に鉄板を掛ける計画である旨の回答がありました。

また、申請地北側農地への被害防除について確認したところ、コンクリートブロック5段積みと畦畔を設置するとの説明がありました。

その他、転用実施の確実性や転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、556番3は「市街化調整区域内で概ね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で、その区画の面積、形状、傾斜及び土性が高性能農業機械による営農に適するもの」に該当するため、甲種農地ウの（ア）のa。

607番1は「概ね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地」に該当するため、第1種農地イの（ア）のa。

許可基準は、556番3は「既存施設の拡張（拡張に係る部分の敷地の面積が既存の施設の敷地の面積の2分の1を超えないものに限る）」に該当するため、甲種農地ウの（イ）のd。

607番1は「既存施設の拡張（拡張に係る部分の敷地の面積が既存の施設の敷地の面積の2分の1を超えないものに限る）」に該当するため、第1種農地イの（イ）のeの(e)と農振除外の際に決定しております。

審議番号24番は、転用目的が「車両置場」の案件で、委員による現地調査を行い、調査会において申請人説明を求めました。

申請人は、土木業を営んでいますが、市内での工事が多くなっているため、申請地を新たに車両置場として整備したく申請されたものです。

申請人に、申請地に車両置場を置く必要性について確認したところ、事務所は〇〇〇〇町

にあるが、既存の車両置場が〇〇〇町にあるため、市内で事業を行う際には、遠回りとなることから申請地を車両置場として利用したいとの説明がありました。

また、申請地東側の里道との間には、地元からの要望により、段差がないように地先境界ブロックを設置するよう計画されていますが、地元委員から、申請地からの砂利等の流出対策について確認したところ、砂利等が流出した場合は地元で迷惑が掛からないように随時清掃を行っていくとの回答がありました。

その他、代替性や転用実施の確実性、転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、申請地を許可無く転用されていたことについても悪意は認められず、許可相当と判断しました。

農地区分は、「中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」に該当するため、第2種農地カの（ア）。

許可基準は、「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」に該当するため、第2種農地カの（イ）と決定しております。

審議番号25番は、転用目的が「資材置場」の、農振除外を経た案件で、調査会において申請人説明を求めました。

申請人は、鉄鋼材の塗装加工業を営んでいますが、事業規模拡大に伴い、既存の敷地では手狭になったため、申請地を資材置場として利用したく申請されたものです。

委員から、申請地西側水路の被害防除について確認したところ、農振除外時は水路管理者と協議中だったため土羽で施工する計画としていたが、水路管理者との協議の結果、L形擁壁を設置することになったとの回答がありました。

また、申請地北西側に残る農地境界への被害防除について確認したところ、他の部分と同様にL型擁壁に加えフェンスを設置するとの回答を得ました。

なお、委員より造成工事等にあたっては、申請地に隣接する南西側の畑を利用することがないように注意がなされました。

その他、転用実施の確実性や転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「概ね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地」に該当するため、第1種農地イの（ア）のa。

許可基準は、「既存施設の拡張（拡張に係る部分の敷地の面積が既存の施設の敷地の面積

の2分の1を超えないものに限る)」に該当するため、第1種農地イの(イ)のeの(e)と農振除外の際に決定しております。

審議番号26番及び27番の2件は、転用目的が「建売分譲住宅」の案件で、委員による現地調査を行い、調査会において申請人説明を求めました。

まず、北部現地調査にあたり、申請地には草が繁茂した状態であったため、周囲への被害防除が確認できずに、現地調査を十分に行うことができなかつた旨を申請人に説明したところ、申請人からは、最低限の草刈りを行った旨の説明があり、これに対し委員から、申請人が草刈りを行った7月8日は雨が降っておらず、申請地南東隅の部分のみの草刈りでは、不十分であった旨の指摘がありました。さらに申請人に対し、最低でも申請地の周囲部分は草刈りを行うべきだったとの意見が出されました。

これに対し申請人から、事務局からの草刈連絡については代理人のみでなく、申請人に対しても通知をすべきであるとの反論があり、これに対し事務局より、代理人には再三にわたり草刈を行ってもらうように連絡をしており、今回の申請にあたっては、申請人が代理人を立てておられるため、申請人に説明したのと同様であると認識している。原因は代理人と申請人との連絡ができていなかったことではないかと説明したところ、申請人から、今回の草刈りについての謝罪がありました。

なお、委員から、今後は申請地の草刈りは確実にしておくようにとの意見が出され、申請人から了承する旨の回答がありました。

その他、転用実施の確実性や転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「県庁、市役所又は町役場から概ね300m以内」に該当するため、第3種農地エの(ア)のaの(b)のiii。

許可基準は、「許可し得る」に該当するため、第3種農地エの(イ)と決定しております。

審議番号28番は、転用目的が「資材置場」の案件で、委員による現地調査を行い、調査会において申請人説明を求めました。

申請人に、申請地西側水路への被害防除について確認したところ、水路境界から50cm引いてコンクリートブロック5段積みを行い、その内側にU字溝を設置する旨の説明がありました。

これに対し、委員より、申請地の西側に置く砕石が水路に流出しないか確認したところ、資材を高く積み上げることはしないため流出の可能性はないとの回答がありました。

また、委員より、申請地の南北は農地なので、造成工事の際に造成土が流出しないように注意して欲しいとの意見が出されました。

その他、代替性或転用実施の確実性、転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「市街化調整区域内で概ね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で、その区画の面積、形状、傾斜及び土性が高性能農業機械による営農に適するもの」に該当するため、甲種農地ウの（ア）のa。

許可基準は、「住宅その他周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの（ただし、敷地面積が500㎡を超えないもの）」に該当するため、甲種農地ウの（イ）のcと決定しております。

審議番号29番は、転用目的が「一般住宅」の案件で、申請人は現在、借家に居住していますが、今般、一般住宅の建築を計画し、申請されたものです。

地元委員の説明などから、代替性或転用実施の確実性、転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」に該当するため、第2種農地カの（ア）。

許可基準は、「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」に該当するため、第2種農地カの（イ）と農振除外の際に決定しております。

審議番号30番は、転用目的が「駐車場」の農振除外を経た案件で、申請人は現在、14台分の駐車スペースを確保していますが、お正月や年中行事の際は駐車場が不足し、また、坂道となっている道への路上駐車も多く、大変危険であり、近隣の耕作者にも迷惑をかけている状況であるため、申請地に駐車場を整備したく転用申請されたものです。

地元委員の説明などから代替性或転用実施の確実性、転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」に該当するため、第2種農地カの（ア）。

許可基準は、「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」に該当するため、第2種農地カの（イ）と農振除外の際に決定しております。

以上のことから、この19件については申請どおり許可相当として総会へ送ることに決定し

たものです。

以上で報告を終わります。

○会長

ありがとうございました。

ここで皆さんにお諮りします。

先ほど、北部調査会長から報告がありましたとおり、審議番号12番及び13番の2件については、転用目的が「店舗の敷地拡張」の案件で、一体のものとして申請されたものです。

そこで、この2件については、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、この2件については、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この2件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号12番及び13番の2件については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、審議番号14番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号14番については、申請どおり許可することに決定

しました。

次に、審議番号15番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号15番については、申請どおり許可することに決定しました。

ここで皆さんにお諮りします。

先ほど、北部調査会長から報告がありましたとおり、審議番号16番及び17番の2件については、転用目的が「介護施設」の案件で、一体のものとして申請されたものです。

そこで、この2件については、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、この2件については、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この2件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号16番及び17番の2件については、申請どおり許可することに決定しました。

ここで皆さんにお諮りします。

先ほど、北部調査会長から報告がありましたとおり、審議番号18番及び19番の2件につい

ては、転用目的が「建売分譲住宅」の案件で一体のものとして申請されたものです。

そこで、この2件については、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、この2件については、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。はい、どうぞ。

○委員

事務局の方に確認したいと思います。

24ページの土地利用計画図の中ほどに、「○氏により里道用途廃止予定」というふうに書いてありますけれども、これは払下げを受けるというふうに理解してよろしいでしょうか。

○会長

事務局。

○事務局

近隣の耕作者である○氏が払下げを受けるということです。

○委員

分かりました。

○会長

ほかにごございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この2件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号18番及び19番の2件については、申請どおり許可することに決定しました。

ここで皆さんにお諮りします。

先ほど北部調査会長から報告がありましたとおり、審議番号20番から22番までの3件につ

いても、転用目的が「建売分譲住宅」の案件で一体のものとして申請されたものです。

そこで、この3件については、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、この3件については、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この3件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号20番から22番までの3件については申請どおり許可することに決定しました。

次に、審議番号23番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号23番については申請どおり許可することに決定しました。

次に、審議番号24番について質疑に入ります。質疑ございませんか。はい、どうぞ。

○委員

この案件について、まず、地元委員の熱心な指導によって、今回、現地調査の折には、現場が原状回復をされておりました。最近では、一般的に違反転用と見なされるような案件についても、これは事務局に確認をしましたがけれども、始末書の提出のみで現時点では原状回

復までは経費がかかるから、そういうことは指導していないという状況でございました。そういうことであれば、始末書を出せばいいですよと、ややもすればそういう経過になる状況ですけれども、今回は地元委員の本当に強い熱心な指導があつて、こういった原状回復をされておりました。多分、廃土とかなんとか、少し資材置場みたいな形になっていたというふうなお話も聞いておりました。

こういう形で、基本的には原状回復をすべきというのが原則で、やはり違反転用に対する処分というのが手引にもありますので、これは何度も申しますけれども、今回の案件の中でも、ややもすれば、これは違反転用の可能性があるような状況だなというのがありますが、こういった中で、一方の委員さんは文句を言われながら一生懸命やって、これぐらいしないと原状回復の中で申請する時はまずいよという指導をしていくということで、今、業者の方が大変先に行っておりますので、何か言われても始末書を出しておけばそれでもう過ぎていくというふうな状況は、本来の農業委員会のあり方じゃないというふうに私自身は考えますので、まず、こういった指導をされた委員さん、なかなか大変だったろうとは思いますが、そういった部分の御報告と、今後はこの始末書だけでいいですよという部分は、個人の場合はそういうやむを得ない状況が出るとは思いますが、開発業者がどんどん続けていくという状況の中では、やはり原状回復するためにはお金が、経費が余計かかりますよと、そういうことで原状回復をしようと思ったら、きちんと、そういった違反転用と見なされるような行為はせずに、申請時にはきちんとしておく状況の中でいくというような指導体制を今後も強く、事務局にもお願いをしていきたい。我々委員としても、原状回復については、できるだけ指導をしていきたいと思えます。

そういった意味で、今回の部分、地元委員さんの熱意があつたということをお報告したいと思います。

以上です。

○会長

意見としてですか。回答を求めますか。

○委員

回答は、大体この原状回復は「農家の手引き」の中にもあります。それが今されていないという部分は、私としては強く業者には指導してほしいと思えます。

○会長

事務局。

○事務局

今、委員さんから御指摘がございましたけれども、事務局も、まず、転用申請の相談に来られた時に、その申請地が農地であるかどうかというのはもちろん確認をいたします。そこで違反転用の状態にありましては、基本は原状回復で指導はいたします。

ただ、建物がのっていたり、事業者がその部分はどうしても必要という場合には、必要最小限を残して、あとは農地に戻してもらおうというふうな指導をこれまでも続けておりました。

事務局は手放しで、違反転用されたものをそのまま素通しで認めるということはいたしておりません。それは、以前も今もそうです。ただ、委員さんが今言われたのは、恐らく市街化区域内で違反転用状態であったという場合については、農地法違反で間違いはないですが、届出ということで、許可、不許可の対象ではないので、それについては、今後は違反転用をしないようにということの指導をしながら始末書を頂いているというところがございます。

決して、許可をする区域については、違反転用のまま、事務局もそのまま認めるということとはしておりません。そういった場合については、地元委員さんと、どこまで戻していただきましようかというふうなことを御相談しながら申請者へ申し伝えをしているという状況でございます。

以上でございます。

○会長

いずれにいたしましても、公平公正によろしくお願いします。

ほかに質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号24番については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、審議番号25番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号25番については、申請どおり許可することに決定しました。

ここで皆さんにお諮りします。

先ほど、北部調査会長から報告がありましたとおり、審議番号26番及び27番の2件については、転用目的が「建売分譲住宅」の案件で一体のものとして申請されたものです。

そこで、この2件については、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、この2件については、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この2件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号26番及び27番の2件については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、審議番号28番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号28番については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、審議番号29番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号29番については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、審議番号30番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号30番については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、議案書35ページ及び36ページをお開きください。

第4号議案 農用地利用集積計画（案）所有権移転

1・2・3・4・5・6・7・8

○会長

第4号議案 農用地利用集積計画（案）所有権移転、審議番号1番から8番までの8件を

議題とします。

南部調査会の審査の報告をお願いします。

○南部調査会長

報告します。

審議番号1番から8番までの8件：21,095㎡について、調査会において審議したところ、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているため、計画案どおり承認相当とすることで総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長

ありがとうございました。

ここで皆さんにお諮りします。

この8件について、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、この8件については、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この8件について、計画案どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号1番から8番までの8件については、計画案どおり承認することに決定しました。

次に、議案書36ページをお開きください。

第4号議案 農用地利用集積計画（案）所有権移転

○会長

審議番号9番を議題とします。

北部調査会の審査の報告をお願いします。

○北部調査会長

報告します。

審議番号9番、5,011㎡について、調査会において審議したところ、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているため、計画案どおり承認相当として総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長

ありがとうございました。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、計画案どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号9番については、計画案どおり承認することに決定しました。

次に、議案書37ページから46ページまでをお開きください。

第5号議案 農用地利用集積計画（案）利用権設定

1～36

○会長

第5号議案 農用地利用集積計画（案）利用権設定、審議番号1番から36番までの36件を議題とします。

南部調査会の審査の報告をお願いします。

○南部調査会長

報告します。

審議番号1番から36番までの36件

新規 8件： 143,263㎡

更新 28件： 162,623㎡

について、調査会において審議したところ、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているため、計画案どおり承認相当とすることで、総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長

ありがとうございました。

ここで皆さんにお諮りします。

審議番号1番から36番までの36件については、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、この36件については、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この36件について、計画案どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号1番から36番までの36件については、計画案どおり承認することに決定しました。

次に、議案書47ページから49ページまでをお開きください。

第5号議案 農用地利用集積計画（案）利用権設定

37～47

○会長

審議番号37番から47番までの11件を議題とします。

北部調査会の審査の報告をお願いします。

○北部調査会長

報告します。

審議番号37番から47番までの11件

新規 6件： 27,288㎡

更新 5件： 16,125㎡

について、調査会において審議したところ、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているため、計画案どおり承認相当として、総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長

ありがとうございました。

ここで皆さんにお諮りします。

審議番号37番から47番までの11件については、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、この11件については、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この11件について、計画案どおり承認することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号37番から47番までの11件については、計画案どおり承認することに決定しました。

次に、議案書50ページをお開きください。

第6号議案 非農地通知について

1

○会長

第6号議案 非農地通知について、審議番号1番を議題とします。

北部調査会の審査の報告をお願いします。

○北部調査会長

報告します。

審議番号1番について、地元委員による現地調査を行い、調査会において審議したところ、申出地は、山林、原野化しているため、非農地相当と判断し、総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長

ありがとうございました。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、非農地とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号1番については、非農地とすることに決定しました。

お諮りします。

佐賀市農業委員会 令和2年7月定例総会議事録について、その字句、その他の整理を要するものについては、その整理を農業委員会会長に委任されたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、佐賀市農業委員会令和2年7月定例総会議事録について、

その字句、その他の整理を要するものについては、その整理を農業委員会会長へ委任することに決定しました。

これもちまして、本日の議事は全て終了しました。

佐賀市農業委員会令和2年7月定例総会を閉会します。

本日はありがとうございました。

午前11時6分 閉会